

秋田市教育委員会
令和2年3月定例会
(案件・資料)

【資料目次】

付議案件

議案第3号	秋田市指定文化財の指定に関する件	… 1
議案第4号	秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	…19

議案第3号

秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定により、秋田市指定文化財に次のとおり指定する。

令和2年3月18日提出

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝 哉

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 (考古資料)	地方遺跡出土品	89点	秋田市山王一丁目 1番1号	秋田市 秋田市長 穂積 志

提案理由

秋田市文化財保護審議会から答申のあった上記の物件を、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

秋田市指定文化財の指定に関する件

次の物件について、指定候補として秋田市文化財保護審議会に諮問したところ、文化財として指定すべきであるとの答申があったため、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

1 指定しようとする物件

(1) 地方遺跡出土品（89点）^{じかた}

2 文化財保護審議会における審議の概要

令和元年7月から12月まで3回にわたって開催した秋田市文化財保護審議会において、指定候補物件の調査および審議を行った。その審議結果に基づき、令和2年2月14日開催の審議会に文化財指定について諮問したところ、本物件は市内に所在する貴重な価値をもつ文化財であることから、秋田市指定文化財に指定すべきであるとの答申がなされたものである。内容は以下のとおりである。

(1) 地方遺跡出土品

縄文時代晩期の地方遺跡から出土した考古資料である。

地方遺跡は、秋田市御所野に所在し、昭和61年（1986）に秋田市教育委員会により発掘調査が行われ、縄文時代晩期の土壙墓^{どこうぼ}559基が発見された特殊な墓地遺跡である。

土壙墓から、土器や石器、耳飾りなどの土製品、玉^{たま}・勾玉^{まがたま}などの石製品が出土している。また、土壙墓周辺の沢状地形などから、精巧な土器や儀礼用と考えられるミニチュア土器、土偶などの土製品、勾玉^{せきぼう}・石棒などの石製品が出土している。これらの出土品は、縄文時代における社会構造を明らかにするうえで貴重である。

令和元年度秋田市指定文化財候補物件資料

1	名	称	地方遺跡出土品	
2	員	数	89点	
3	種	別	有形文化財（考古資料）	
4	所	在	地	秋田市雄和妙法字上大部48-1（埋蔵文化財収蔵施設）
5	所	有	者	秋田市
6	年	代	縄文時代晩期	
7	説	明		

（1）概要

本物件は、縄文時代晩期の地方遺跡から出土した考古資料である。

地方遺跡は、縄文時代晩期の土壙墓559基が発見された特殊な墓地遺跡である。土壙墓内から、土器や石器、耳飾りなどの土製品、勾玉・小玉などの石製品が出土している。また、土壙墓周辺の沢状地形などから、精巧な土器や儀礼用と考えられるミニチュア土器、土偶などの土製品、石棒などの石製品が出土している。（註1）このうち出土地点や墓地遺跡特有の器種組成、出土品の遺存状況を考慮し、89点を選定した（表1、第1～5図）。

（2）地方遺跡について

地方遺跡は、秋田県内でも古くから存在が知られていた遺跡である。郷土研究のさきがけである真崎勇助（1841～1917）は、明治8年（1875）に地方遺跡周辺で石器を採集したことを、考古学日誌『雲根録』に記している（註2）（富樫2011）。その後、地方遺跡は、昭和61年（1986）に秋田市教育委員会により秋田新都市開発事業に伴う発掘調査が実施された。調査の結果、縄文時代中期と晩期の複合遺跡であることが判明し、調査成果については、調査報告書および市史に報告がなされている（秋田市教育委員会1987、秋田市2002・2004）。

地方遺跡は、秋田市御所野堤台一丁目（旧地名：秋田市上北手猿田字堤ノ沢）、秋田平野南部の御所野台地に所在する（第6図）。御所野台地は雄物川の支流である岩見川の河岸段丘であり、遺跡は標高約46mの地点に立地し、地形区分上では中位段丘面で、御所野台地遺跡群の中では最も高い段丘面に位置している（第7図）。

地方遺跡の縄文時代晩期の発見遺構は、土壙墓559基、土器棺墓1基、竪穴住居跡2軒、掘立柱建物跡5棟、土坑168基である（第8図）。居住域が非常に希薄で、土壙墓が多数発見されたことから、特殊な「墓地遺跡」といえる。出土した土器型式から、縄文時代晩期前葉から中葉が主体である。

調査区中央部北側に北西からの浅い沢状地形があり、遺跡は地形的に東西に二分されている（第9図）。土壙墓の分布はこの遺跡中央の沢により大きく調査区の南西地区と北東地区に分かれている（第10～12図）。南西地区で99基の土壙墓

が発見され、北側にⅠ群（40基）、南側にⅡ群（59基）をまとまりとして捉えることができる。北東地区は、小さな沢を挟んで西側にⅢ群（440基）、東側にⅣ群（20基）のまとまりを捉えることができる。Ⅰ・Ⅱ群とⅢ・Ⅳ群の間には土壙墓は分布せず、墓域の空白地帯となっている。

土壙墓の形態は平面では楕円形が最も多く、わずかに隅丸方形、円形がみられる。長軸長は50～194cm、短軸長は30～110cm、深さは確認面から5～63cmで規模は多様である。

土壙墓からは、埋葬された人の装身具・副葬品と考えられる各種出土遺物やベンガラ散布が発見されているが、人骨が遺存していたものはない。竪穴住居跡は南西地区と北東地区にそれぞれ1軒ずつ発見されており、特に北東地区で発見された2号住居跡は床面全体に3層にわたって焼け面がみられた。掘立柱建物跡は、南西地区に5棟発見され、いずれも1間×1間で、東西が3.3m～4.7m、南北が4.1～4.7m、柱掘り方は直径40～50cm前後の円形を呈し、深さは70～100cm程度である。これらの竪穴住居跡や掘立柱建物跡は、その遺構の特徴から通常の居住用ではなく、葬送儀礼に関係する施設の可能性が指摘されている（秋田市2002・2004）。調査区中央部の土壙墓が分布しないエリアには、土坑が168基検出されている。沢状地形の遺物包含層からは縄文時代晩期の土器・土製品・石器が多量に出土しており、土面（県指定有形文化財）が1点出土している。

その他、御所野台地における縄文時代晩期の遺跡は、坂ノ上C遺跡（秋田市教育委員会1983・1989）、狸崎A遺跡（秋田市教育委員会1985）、坂ノ下I遺跡（秋田考古学協会1969、秋田市教育委員会1976・1989）が知られている（第7図）。坂ノ上C遺跡では大洞B式土器が、坂ノ下I遺跡では大洞BC式土器が採集されている。また、狸崎A遺跡では竪穴住居跡9軒、竪穴状遺構1基、焼土遺構6基、土坑60基が発見されている。土坑60基のうち、6基は断面がフラスコ状・袋状となっており貯蔵穴と推定され、28基は平面形が楕円形で耳飾りや玉類が出土し土壙墓と推定されている。そして、弥生時代前期を中心とした地藏田遺跡（竪穴住居跡4軒、木柵跡3条、土壙墓51基、土器棺墓25基など）がある（秋田市教育委員会1986）。

（3）出土品について

出土品の出土状況は、遺構内出土遺物と遺構外（遺物包含層）出土遺物がある。

遺構内出土遺物では、土壙墓から完形土器や土製品（耳飾り・ボタン状土製品）、石製品（勾玉・小玉）、石器（四脚状石器、石鏃、石斧）が出土している（第1図1～8、11～26）。これらは、墓関係の遺構からの出土であり、遺跡の特徴である墓地としての役割を特徴づける遺構の性格や時期、副葬品を考えるうえで、一括資料として重要である。また、土器棺墓が1基発見されており、小型の壺形土器と鉢形土器が出土している（第1図9・10）。

遺構外（遺物包含層）出土遺物は、大半は遺跡中央の沢状地形の部分からの出土

である。主要なものとして、多様な形態の完形土器やミニチュア土器、土製品（土偶・耳飾り）、石製品（勾玉・ボタン状石製品・石棒・独鈷石）がある（第2図27～42、図3～5）。この中でも特に、完形土器は、縄文時代晩期中葉の雲形文が施文される皿形土器・鉢形土器・壺形土器が多数出土している。その他、注口形土器・香炉形土器などの特殊な器形の土器が出土している。また、土偶や石棒、独鈷石など特殊な遺物が発見されている。これらの出土遺物は、遺跡内での儀礼に用いられた道具の可能性が高く、当該期における祭祀を理解するうえで重要である。

（4）地方遺跡出土品の考古学的価値

以下の3点にまとめることができる。

- ①土壙墓・土器棺墓から出土した一括資料は、遺構の位置関係などから、縄文時代晩期の墓域の構造を知ることができ貴重である。
- ②遺構外出土遺物は、墓地周辺で行われた儀礼で使われたと考えられる特殊な土器や土偶等が出土しており、当該期の祭祀を理解するうえで貴重である。
- ③出土資料から選定された89点の出土品は、上述の地方遺跡の特徴をとらえたものであり、縄文時代における社会構造を明らかにするうえで貴重である。

（註1）地方遺跡の出土品のうち「地方遺跡出土土面」は、平成22年3月に秋田市指定文化財に、平成24年3月に秋田県指定文化財に指定されている。

（註2）真崎勇助『雲根録一ノ二』において、明治8年（1875）11月22日に「河辺郡横山村ヲ過テ猿田街道ト云処ヲ二三丁行キテ弓手ニ畑（目長湯村分）アリ」そこから石鏃、磨製石斧、石匙等を採取した、という記述がある（富樫2011）。

参考文献

秋田考古学協会 1969『秋田市東南台地に於ける遺跡分布調査報告書』

秋田市 2002『秋田市史 第六巻 考古 資料編』

秋田市 2004『秋田市史 第一巻 先史・古代通史編』

秋田市教育委員会 1976『小阿地 下堤遺跡 坂ノ上遺跡 発掘調査報告書』

秋田市教育委員会 1983『秋田市 秋田臨空港新都市開発関係文化財発掘調査報告書—下堤G遺跡・野畑遺跡・湯ノ沢B遺跡—』

秋田市教育委員会 1985『秋田市 秋田臨空港新都市開発関係文化財発掘調査報告書—下堤E遺跡・下堤F遺跡・坂ノ上F遺跡・狸崎A遺跡・湯ノ沢D遺跡・深田沢遺跡—』

秋田市教育委員会 1986『秋田市 新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書—地蔵田B遺跡・台A遺跡・湯ノ沢F遺跡—』

秋田市教育委員会 1987『秋田市 秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書—地方遺跡・台B遺跡—』

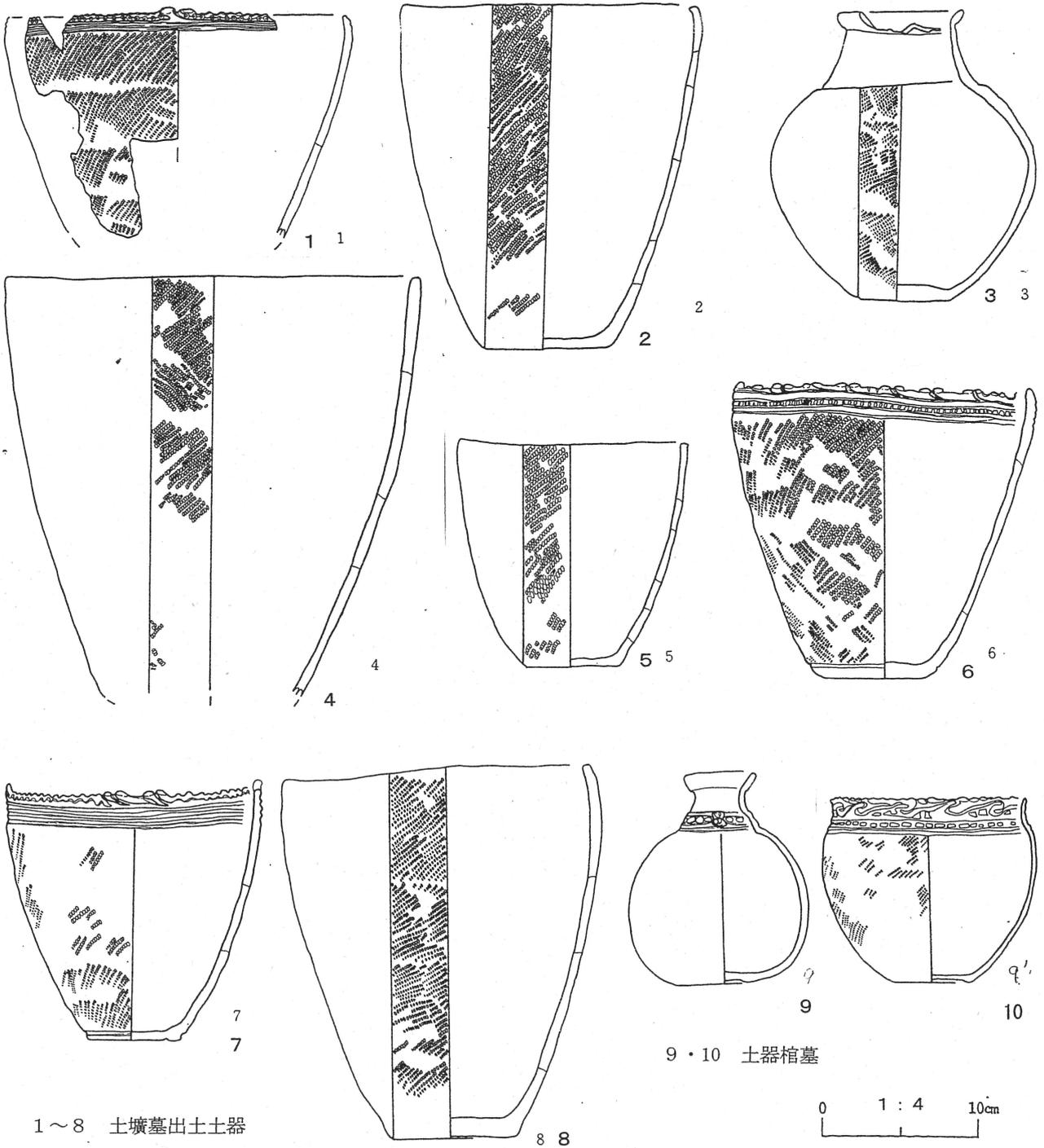
秋田市教育委員会 1989『秋田県秋田市遺跡詳細分布調査報告書』

富樫泰時 2011『秋田県考古学研究史—調査・発掘調査年表—』

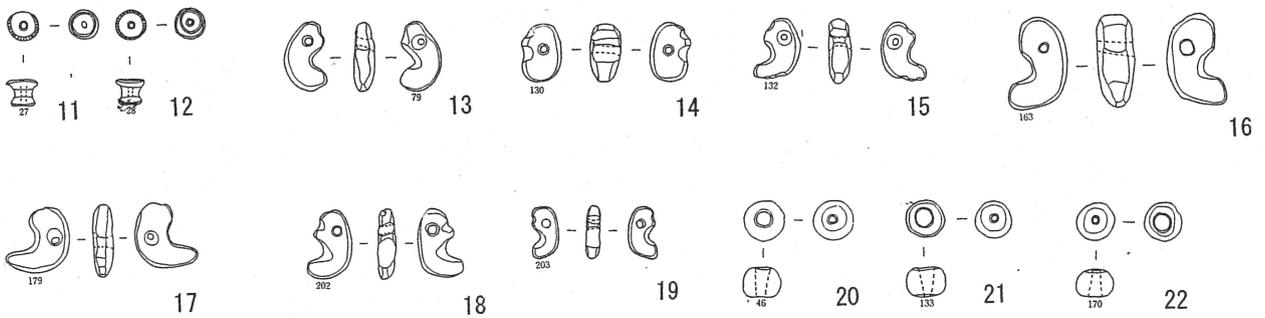
表1 地方遺跡指定文化財候補一覽

番号	報告書番号	種別	器種	出土位置
1	第80図1	土器	深鉢形	41号土壙墓
2	第80図2	土器	深鉢形	79号土壙墓
3	第80図3	土器	壺形	86号土壙墓
4	第80図4	土器	深鉢形	90号土壙墓
5	第80図5	土器	深鉢形	161号土壙墓
6	第80図6	土器	深鉢形	277号土壙墓
7	第80図7	土器	深鉢形	277号土壙墓
8	第81図8	土器	深鉢形	782号土壙墓
9	第81図9上段左	土器	壺形	1号土器埋設遺構
10	第81図9上段右	土器	鉢形	1号土器埋設遺構
11	第85図27	土製品	耳飾り	79号土壙墓
12	第85図28	土製品	耳飾り	79号土壙墓
13	第87図79	石製品	勾玉	164号土壙墓
14	第89図130	石製品	勾玉	254号土壙墓
15	第89図132	石製品	勾玉	300号土壙墓
16	第90図163	石製品	勾玉	397号土壙墓
17	第91図179	石製品	勾玉	460号土壙墓
18	第92図202	石製品	勾玉	557号土壙墓
19	第92図203	石製品	勾玉	557号土壙墓
20	第86図46	石製品	小玉	149号土壙墓
21	第89図133	石製品	小玉	301号土壙墓
22	第91図170	石製品	小玉	424号土壙墓
23	第92図205	土製品	ボタン状土製品	58号土壙墓
24	第93図12	石器	四脚状石器	164号土壙墓
25	第93図16	石器	石鏃	202号土壙墓
26	第94図22	石器	磨製石斧	316号土壙墓
27	第124図220	土器	深鉢形	遺構外
28	第125図230	土器	深鉢形	遺構外
29	第125図234	土器	浅鉢形	遺構外
30	第125図237	土器	浅鉢形	遺構外
31	第126図249	土器	台付鉢形	遺構外
32	第126図250	土器	台付鉢形	遺構外
33	第126図251	土器	台付鉢形	遺構外
34	第126図253	土器	台付鉢形	遺構外
35	第126図255	土器	台付鉢形	遺構外
36	第127図260	土器	鉢形	遺構外
37	第127図261	土器	鉢形	遺構外
38	第127図264	土器	壺形	遺構外
39	第127図267	土器	壺形	遺構外
40	第127図273	土器	壺形	遺構外
41	第128図284	土器	壺形	遺構外
42	第128図287	土器	壺形	遺構外
43	第128図289	土器	壺形	遺構外
44	第128図290	土器	壺形	遺構外

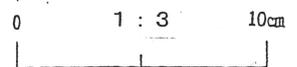
番号	報告書番号	種別	器種	出土位置
45	第128図291	土器	壺形	遺構外
46	第128図293	土器	壺形	遺構外
47	第128図295	土器	壺形	遺構外
48	第128図298	土器	壺形	遺構外
49	第132図334	土器	浅鉢形	遺構外
50	第132図336	土器	台付浅鉢形	遺構外
51	第133図344	土器	皿形	遺構外
52	第133図345	土器	皿形	遺構外
53	第133図346	土器	皿形	遺構外
54	第133図347	土器	皿形	遺構外
55	第134図350	土器	皿形	遺構外
56	第134図353	土器	注口	遺構外
57	第135図362	土器	香炉形	遺構外
58	第135図364	土器	香炉形	遺構外
59	第168図77	土器	多孔底土器	遺構外
60	第166図11	ミニチュア土器	壺形	遺構外
61	第166図12	ミニチュア土器	壺形	遺構外
62	第166図13	ミニチュア土器	壺形	遺構外
63	第166図14	ミニチュア土器	壺形	遺構外
64	第167図51	ミニチュア土器	注口	遺構外
65	第169図79	土製品	土偶	遺構外
66	第169図81	土製品	土偶	遺構外
67	第169図82	土製品	土偶	遺構外
68	第169図85	土製品	土偶	遺構外
69	第169図88	土製品	土偶	遺構外
70	第170図95	土製品	土偶	遺構外
71	第171図110	土製品	土偶	遺構外
72	第173図152	土製品	土偶	遺構外
73	第173図154	土製品	土偶	遺構外
74	第176図206	石製品	勾玉	遺構外
75	第176図209	石製品	勾玉	遺構外
76	第177図229	石製品	ボタン状石製品	遺構外
77	第177図230	石製品	ボタン状石製品	遺構外
78	第177図234	土製品	耳飾り	遺構外
79	第177図235	土製品	耳飾り	遺構外
80	第177図236	土製品	耳飾り	遺構外
81	第177図237	土製品	耳飾り	遺構外
82	第177図238	土製品	耳飾り	遺構外
83	第177図240	土製品	耳飾り	遺構外
84	第194図315	石器	石棒	遺構外
85	第194図318	石器	石棒	遺構外
86	第194図320	石器	石棒	遺構外
87	第194図321	石器	石棒	遺構外
88	第192図304	石器	独鈷石	遺構外
89	第192図305	石器	独鈷石	遺構外



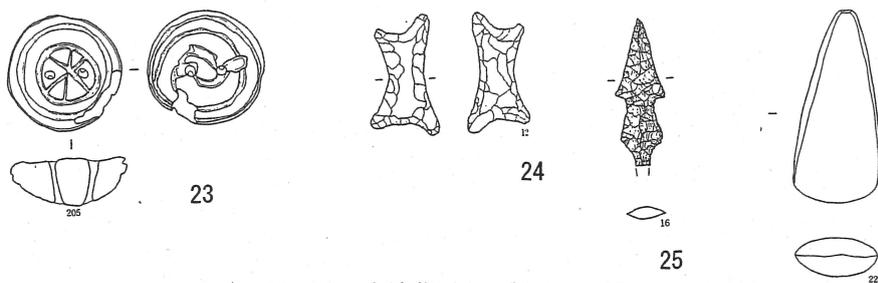
1~8 土壙墓出土土器



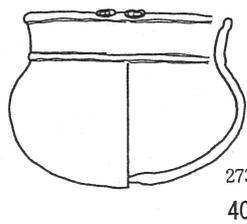
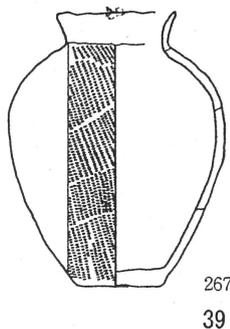
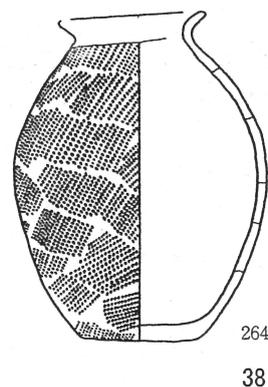
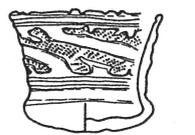
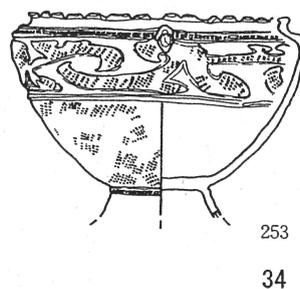
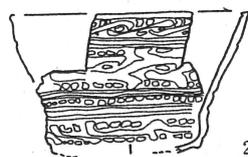
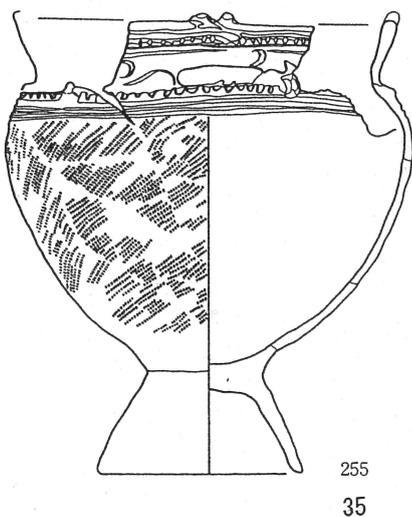
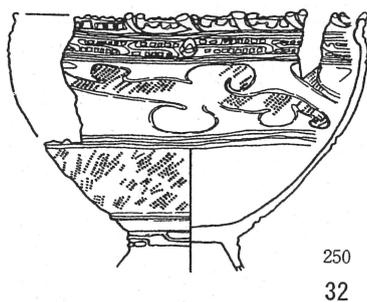
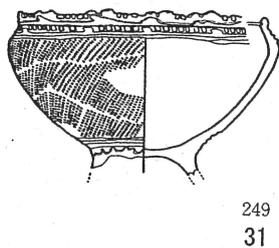
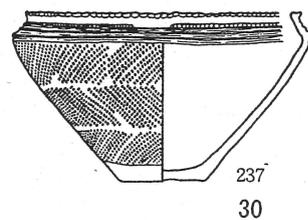
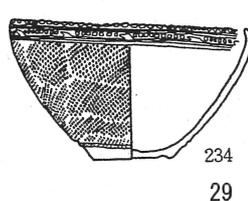
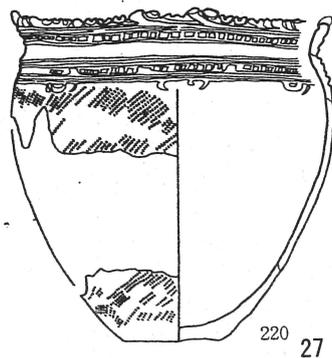
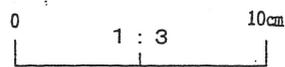
11~12 土壙墓出土土製品・石製品



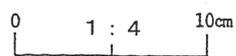
第1図 地方遺跡出土品(1)



23~26 土墳墓出土土製品・石器



27~42 遺構外出土土器



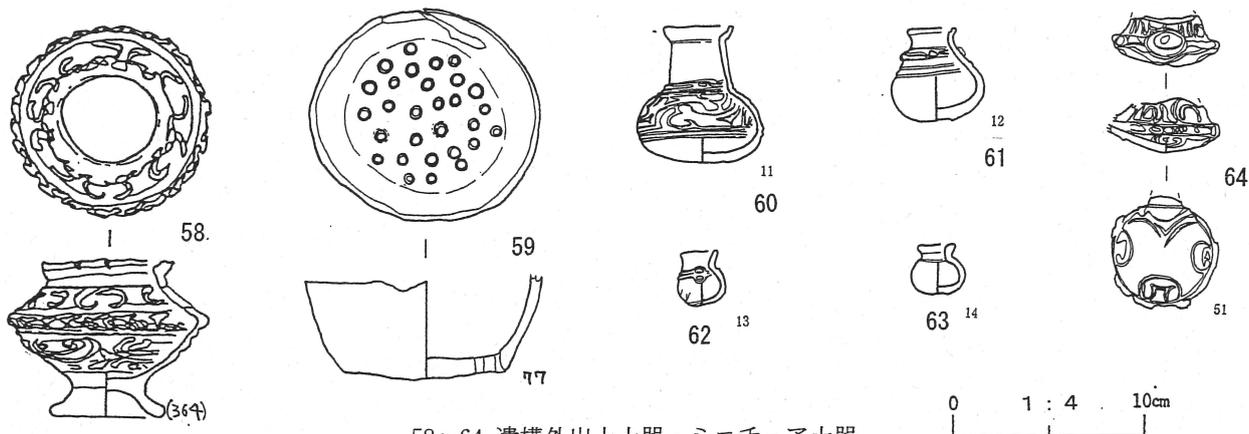
第2図 地方遺跡出土品(2)



43~57 遺構外出土土器

第3図 地方遺跡出土品 (3)

(362)

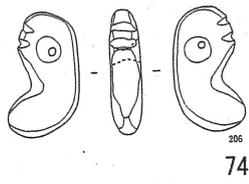


58~64 遺構外出土土器・ミニチュア土器

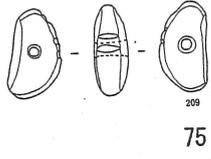


65~73 遺構外出土 土製品

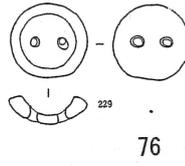
第4図 地方遺跡出土品(4)



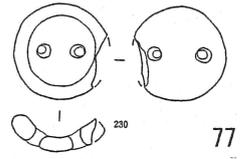
74



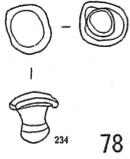
75



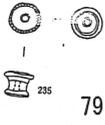
76



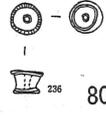
77



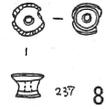
78



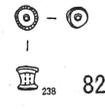
79



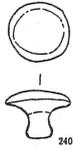
80



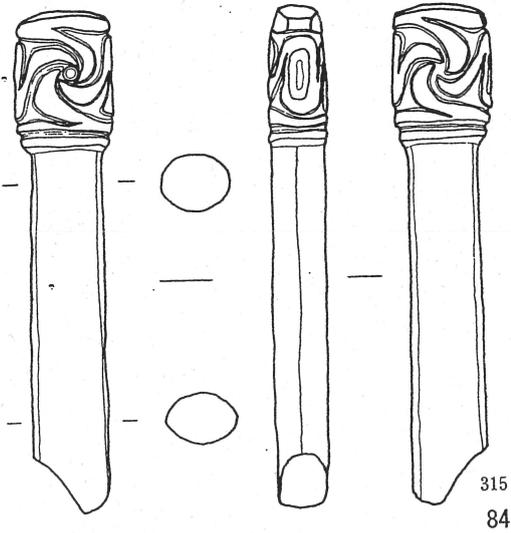
81



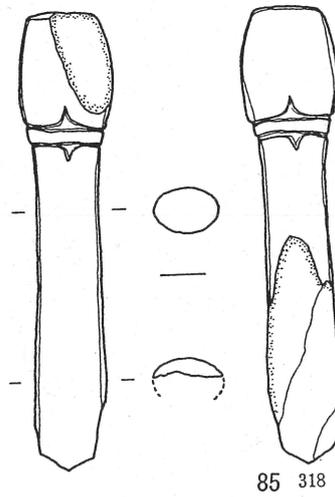
82



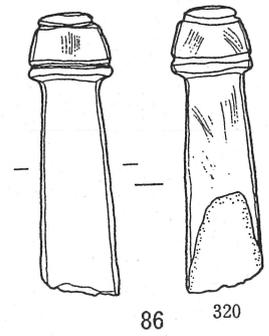
83



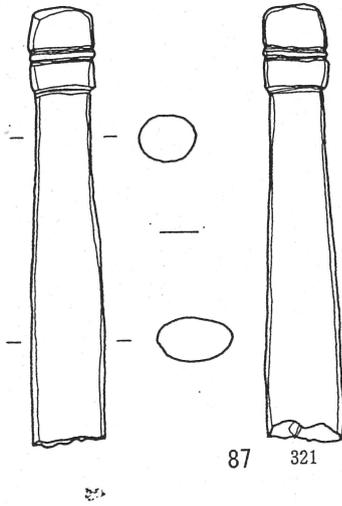
315
84



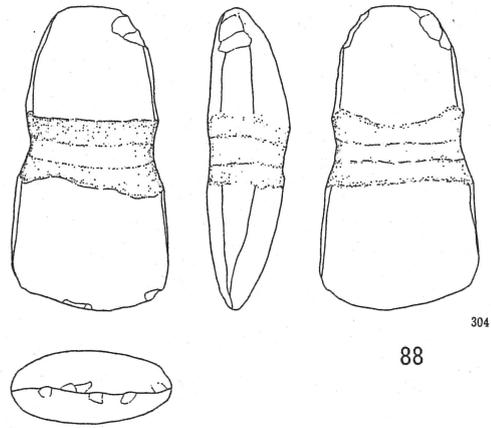
85 318



86 320



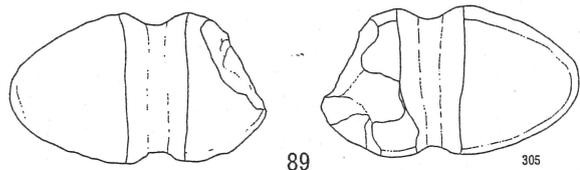
87 321



88

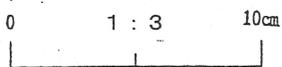
304

74~89 遺構外出土石製品・土製品

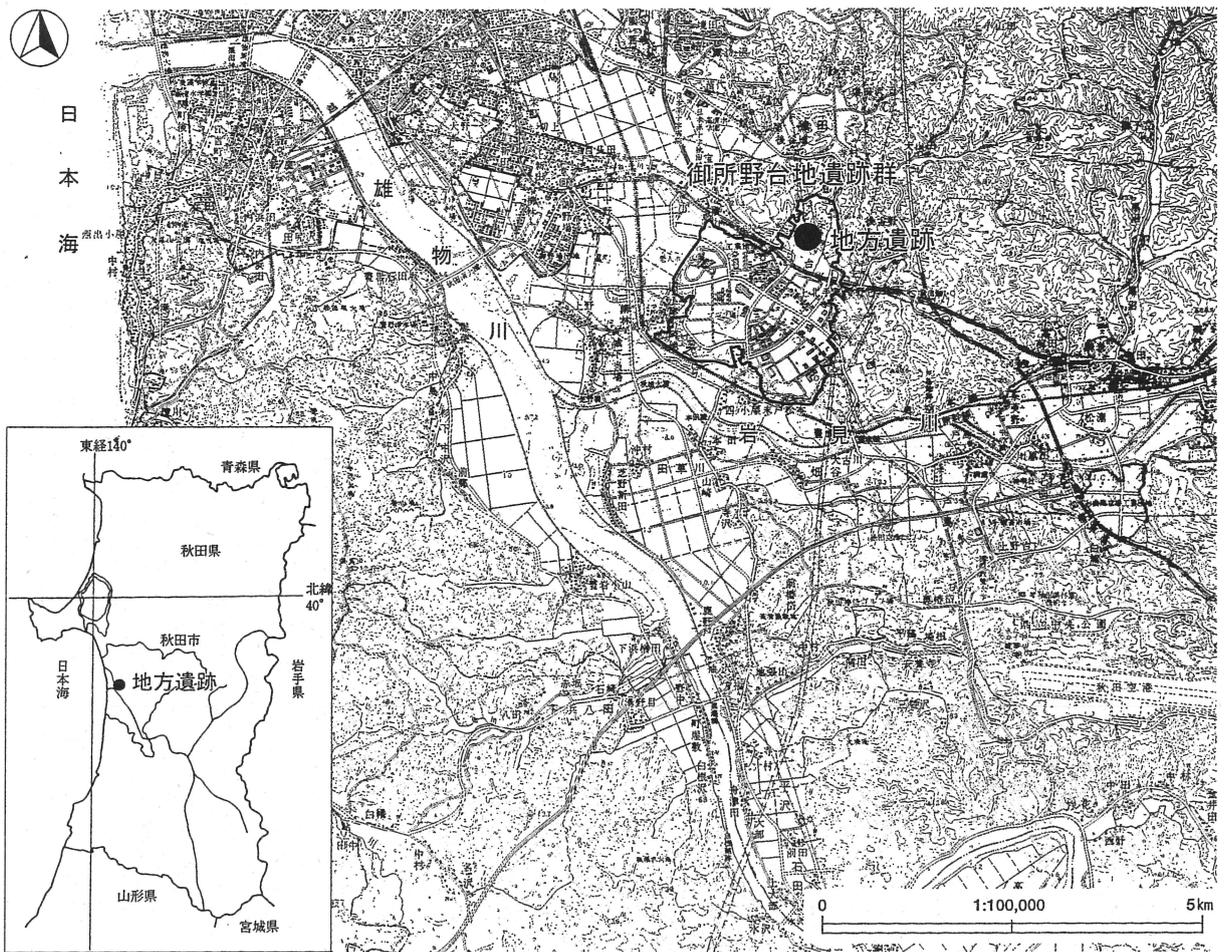


89

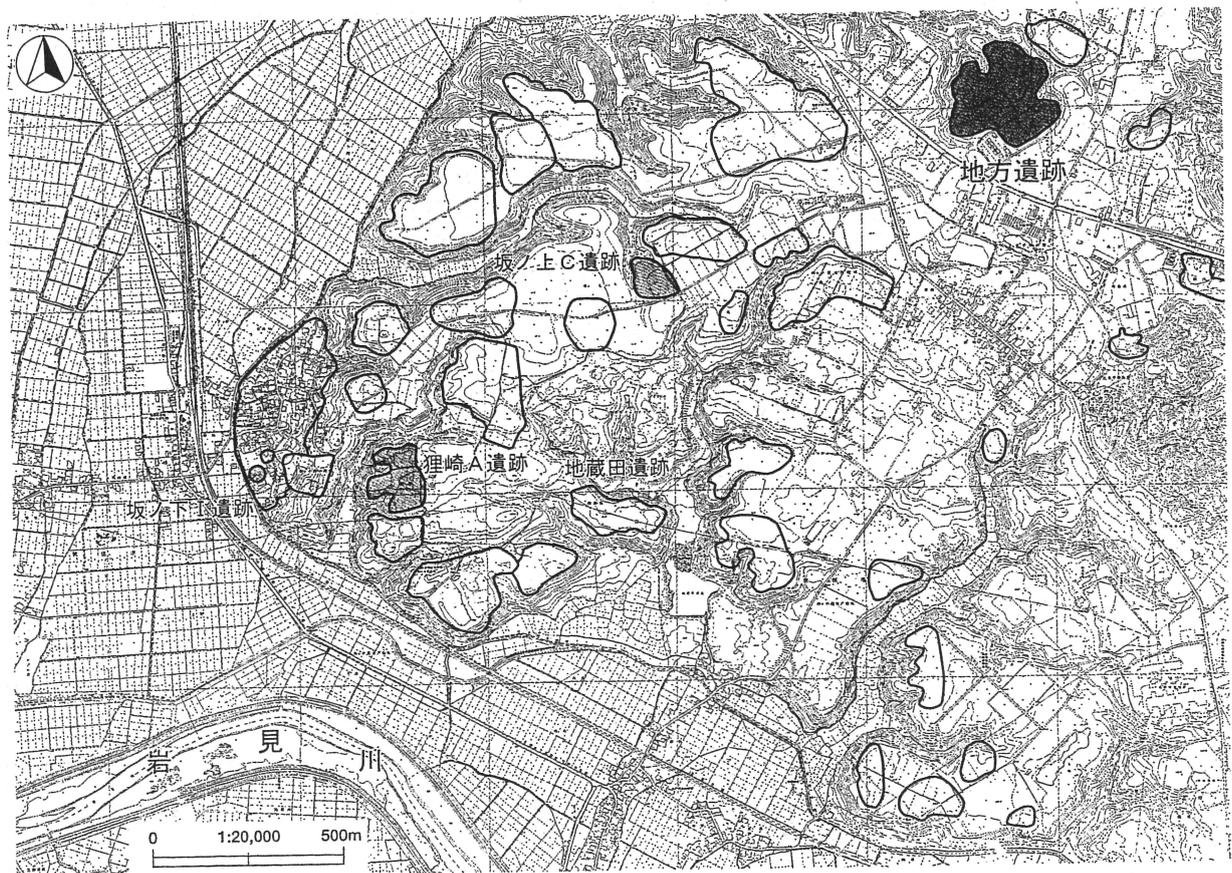
305



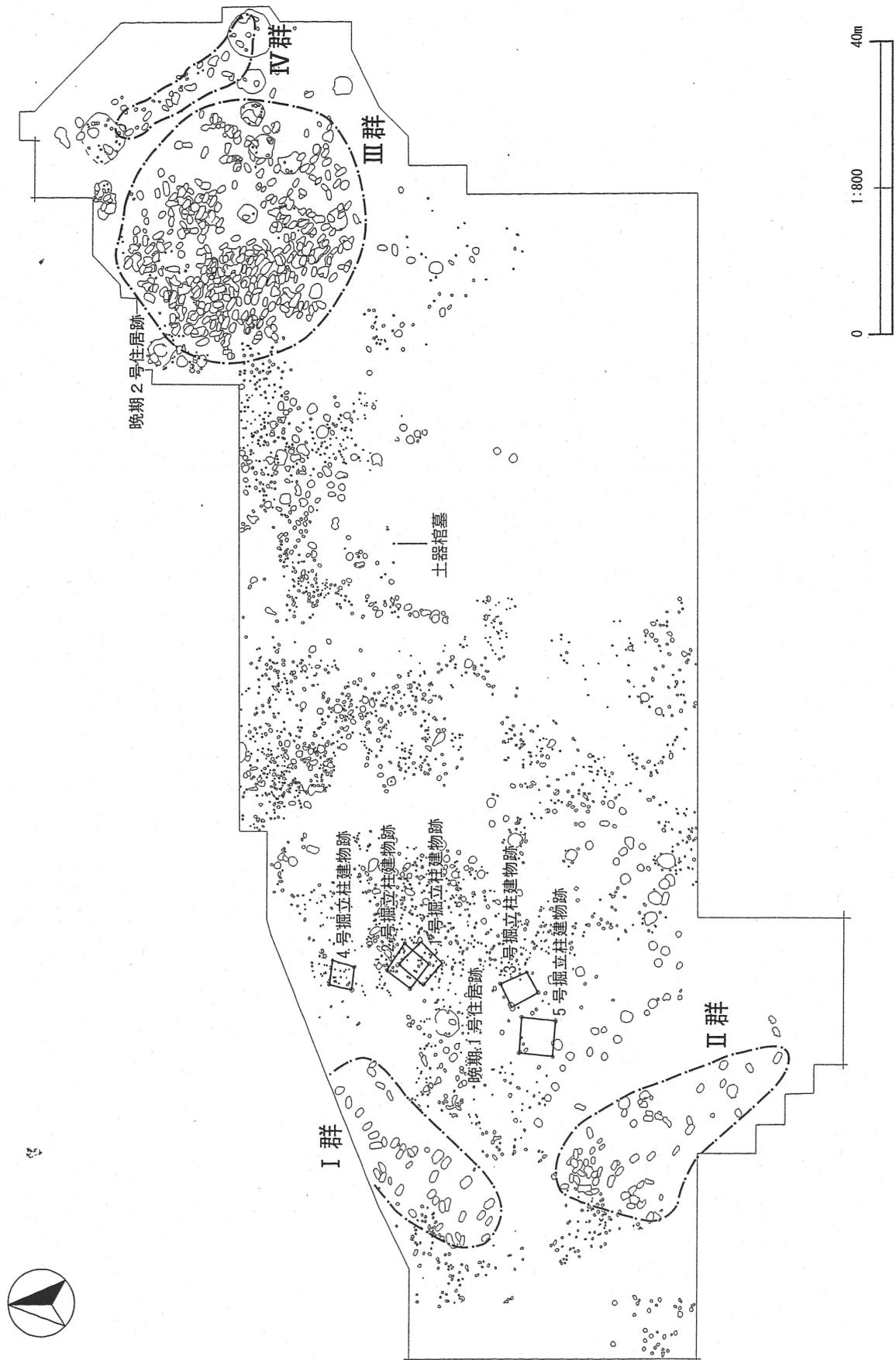
第5図 地方遺跡出土品 (5)



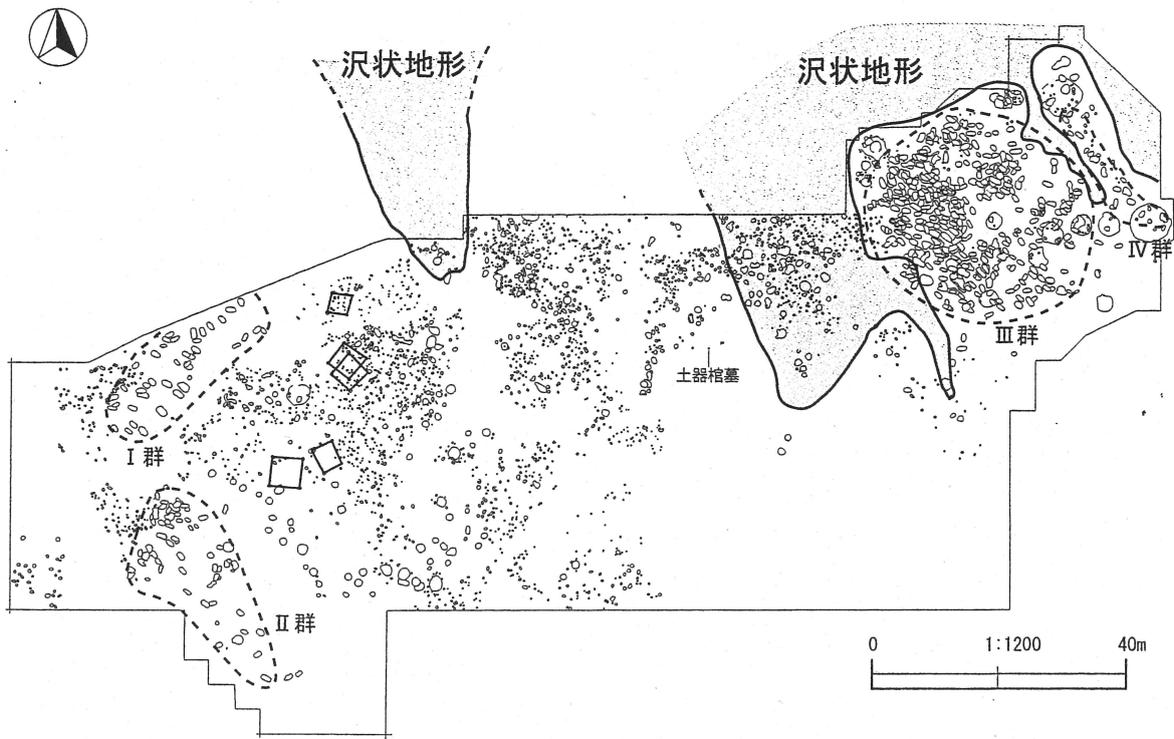
第6図 地方遺跡位置



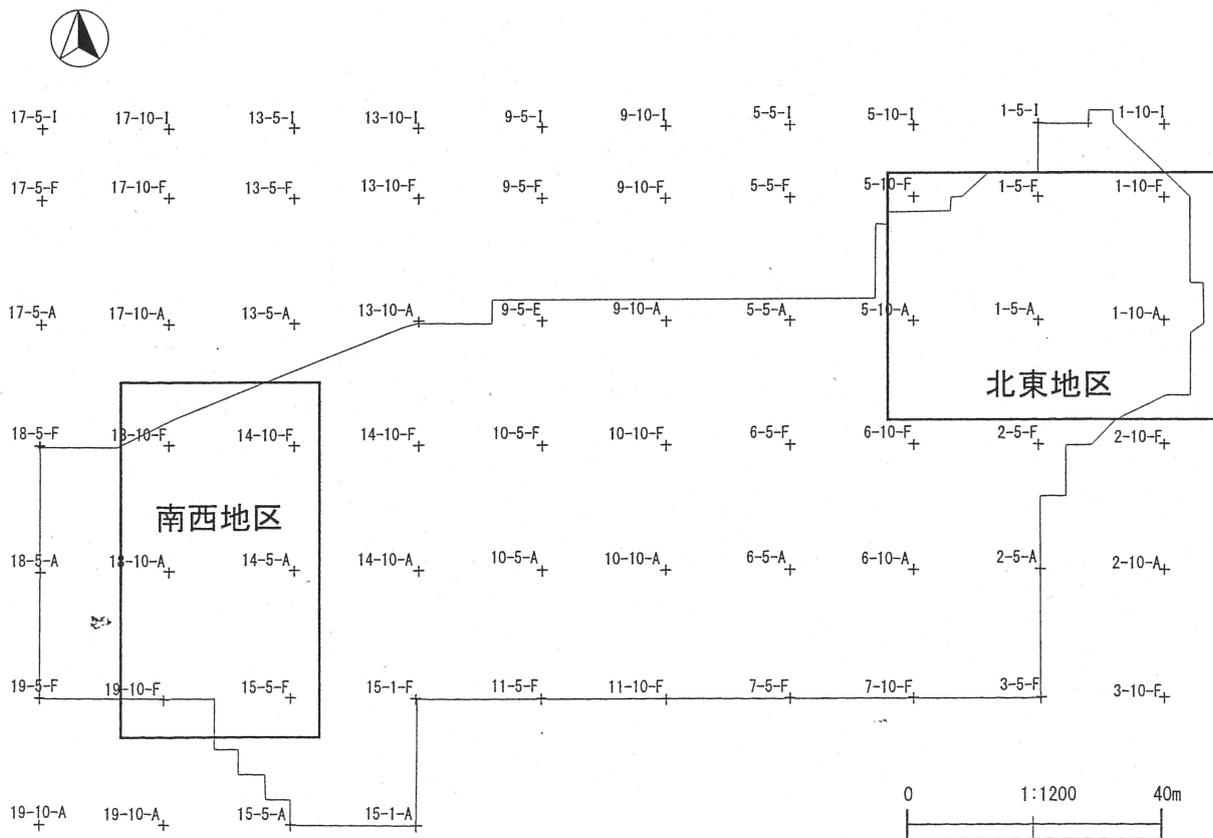
第7図 地方遺跡と御所野台地遺跡群



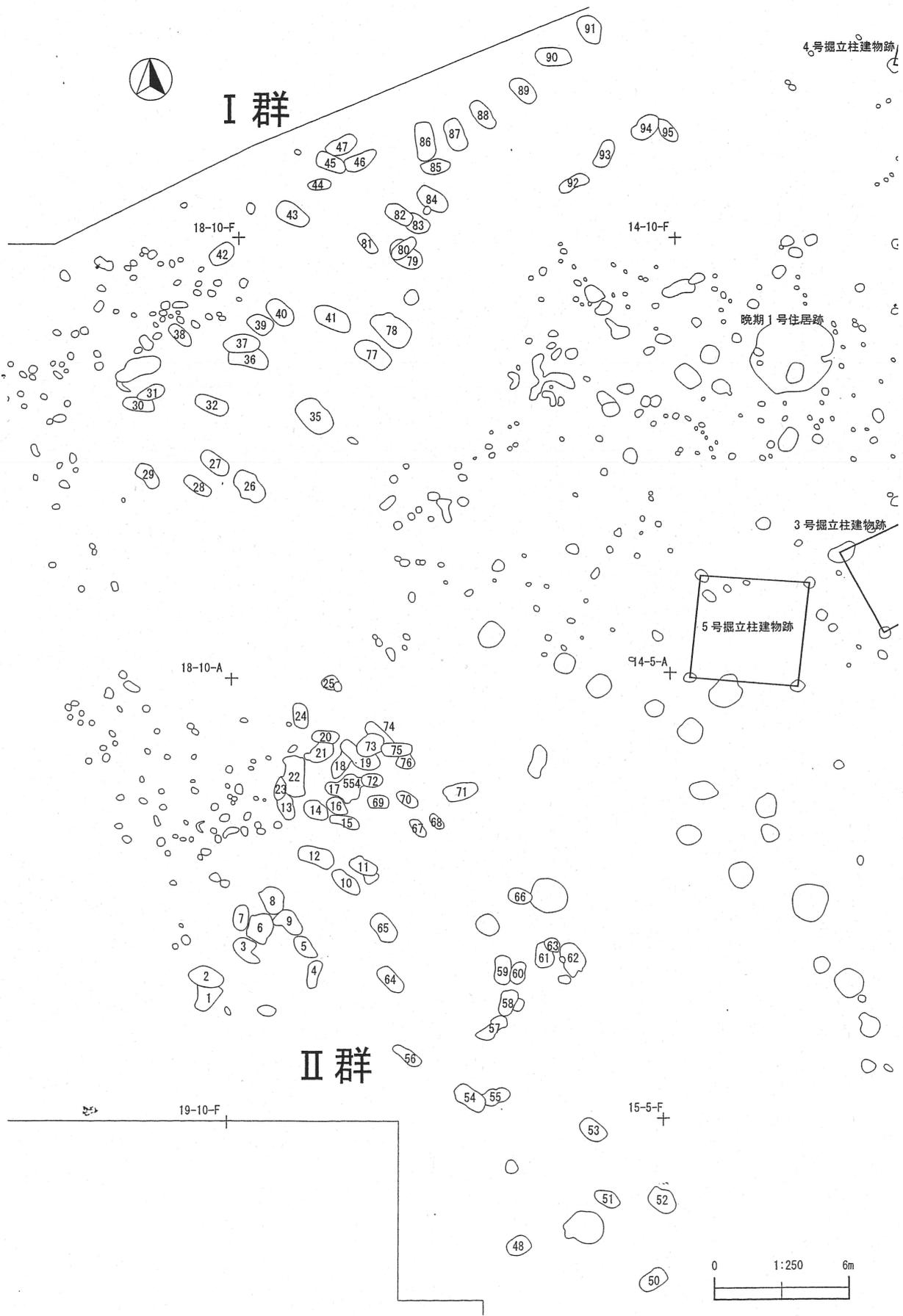
第8図 地方遺跡遺構配置図



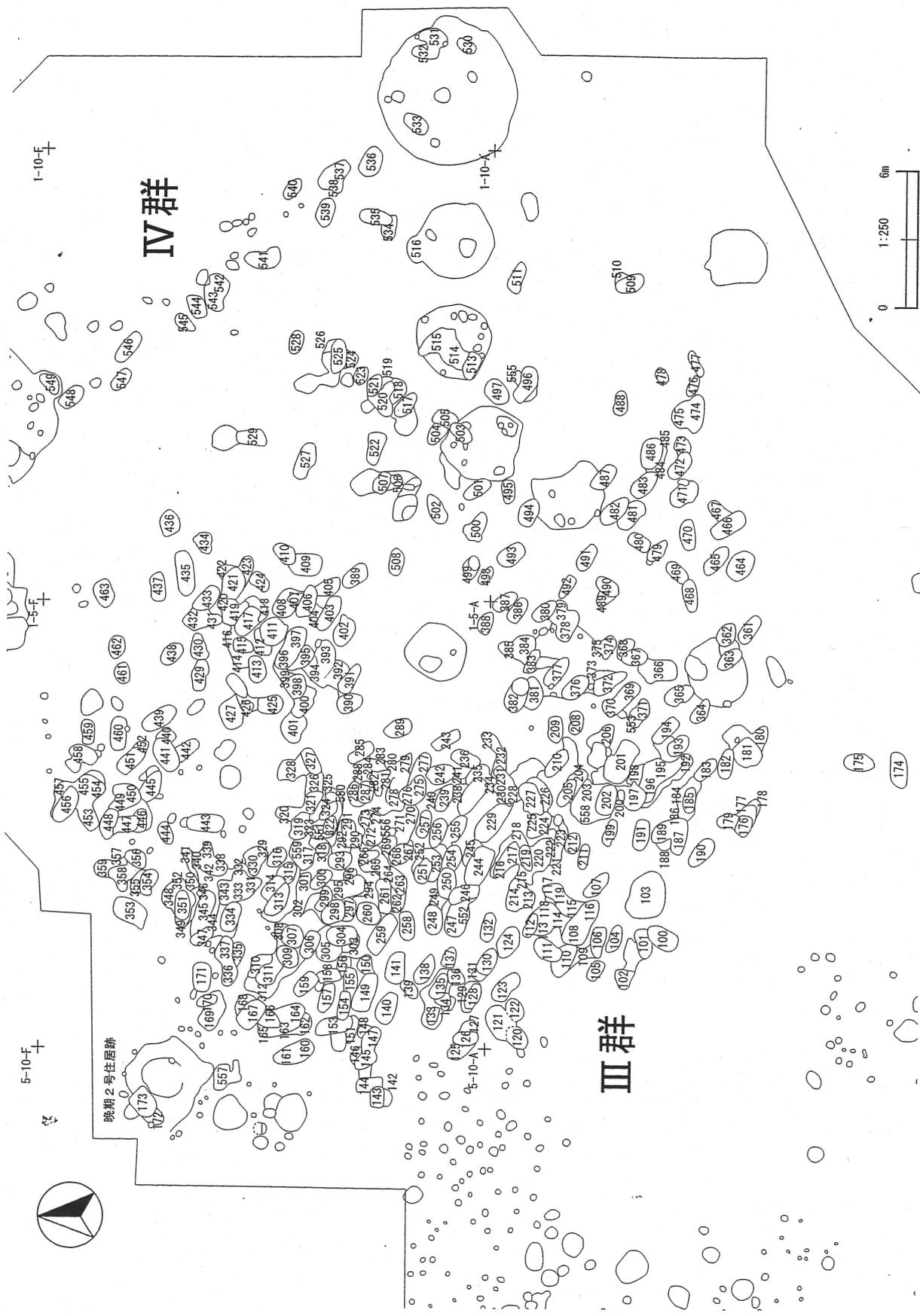
第9図 地方遺跡遺構配置と周辺地形図



第10図 地方遺跡遺構配置図 南西地区・北西地区拡大部分



第 1 1 图 南西地区土壤墓配置图



第12図 北東地区土壤墓配置図

議案第4号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

令和2年3月18日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第9号中「中央図書館」の次に「（土崎図書館、新屋図書館および雄和図書館を含む。）」を加える。

第21条第4号、第21条の2第4号および第22条第4号を削る。

第27条第1項の表中

1	室長	室	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	課長	課	
3	館長	自然科学学習館 図書館	
4	所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター	
5	分館長	中央図書館明德館 河辺分館	

を

1	課長	課	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	室長	室	
3	館長	学習館 図書館	
4	所長	学校給食センター 教育研究所 自然学習センター	
4の2	事務長	中央図書館	上司の命を受けて、所管事務を掌理する。
5	分館長	中央図書館明德館 河辺分館	

改め、同条第2項の表中

室長補佐	室	を	課長補佐	課	に
課長補佐	課		室長補佐	室	

改め、同表第6号中「自然科学学習館」を「学習館」に改め、同表第7号中「太平山自然学習センター」を「自然学習センター」に改め、同表中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項の表第1号から第13号まで」を「前項の表第1号から第12号まで」に、「前項の表第14号および第15号」を「前項の表第13号および第14号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

図書館における予算経理に関する事務を中央図書館明德館において集中管理するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部改正

第1 改正理由

図書館における予算経理に関する事務を中央図書館明徳館において集中管理するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第20条関係（中央図書館明徳館の分掌事務等）

中央図書館明徳館の分掌事務に、土崎・新屋・雄和図書館の予算経理に関する事務を加えるもの

2 第21条から第22条まで関係

中央図書館明徳館の分掌事務に、土崎・新屋・雄和図書館の予算経理に関する事務を加えることに伴い、規定を整備するもの

3 第27条関係（職員の職）

(1) 図書館における予算経理に関する事務の決裁を中央図書館明徳館事務長が行うことに伴い、規定を整備するもの

(2) その他規定を整備するもの

4 附則関係

施行は、令和2年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(中央図書館明德館の分掌事務等)</p> <p>第20条 秋田市立図書館条例(昭和57年秋田市条例第36号。以下「図書館条例」という。)の規定による中央図書館明德館(以下「中央図書館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理および保存に関すること。</p> <p>(2) 図書館資料の利用に関すること。</p> <p>(3) 読書相談および対面朗読に関すること。</p> <p>(4) 移動図書館に関すること。</p> <p>(5) 図書館協議会に関すること。</p> <p>(6) 分館に関すること。</p> <p>(7) 中央図書館明德館文庫に関すること。</p> <p>(8) 土崎図書館、新屋図書館および雄和図書館との連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 中央図書館(土崎図書館、新屋図書館および雄和図書館を含む。)の予算経理に関すること。</p> <p>(土崎図書館の分掌事務)</p> <p>第21条 図書館条例第2条の規定による土崎図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書館資料の収集、整理および保存に関すること。</p> <p>(2) 図書館資料の利用に関すること。</p> <p>(3) 読書相談および対面朗読に関すること。</p> <p>(新屋図書館の分掌事務)</p> <p>第21条の2 図書館条例第2条の規定による新屋図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとす</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(中央図書館明德館の分掌事務等)</p> <p>第20条 秋田市立図書館条例(昭和57年秋田市条例第36号。以下「図書館条例」という。)の規定による中央図書館明德館(以下「中央図書館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理および保存に関すること。</p> <p>(2) 図書館資料の利用に関すること。</p> <p>(3) 読書相談および対面朗読に関すること。</p> <p>(4) 移動図書館に関すること。</p> <p>(5) 図書館協議会に関すること。</p> <p>(6) 分館に関すること。</p> <p>(7) 中央図書館明德館文庫に関すること。</p> <p>(8) 土崎図書館、新屋図書館および雄和図書館との連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 中央図書館の予算経理に関すること。</p> <p>(土崎図書館の分掌事務)</p> <p>第21条 図書館条例第2条の規定による土崎図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書館資料の収集、整理および保存に関すること。</p> <p>(2) 図書館資料の利用に関すること。</p> <p>(3) 読書相談および対面朗読に関すること。</p> <p>(4) <u>土崎図書館の予算経理に関すること。</u></p> <p>(新屋図書館の分掌事務)</p> <p>第21条の2 図書館条例第2条の規定による新屋図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとす</p>

る。

- (1) 図書館資料の収集、整理および保存に関する
こと。
- (2) 図書館資料の利用に関すること。
- (3) 読書相談および対面朗読に関すること。

(雄和図書館の分掌事務)

第22条 図書館条例第2条の規定による雄和図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の収集、整理および保存に関する
こと。
- (2) 図書館資料の利用に関すること。
- (3) 読書相談および対面朗読に関すること。

第23条～第26条 (略)

(職員の職)

第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
1	課長	課	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	室長	室	
3	館長	学習館 図書館	
4	所長	学校給食センター 教育研究所 自然学習センター	
4の2	事務長	中央図書館	上司の命を受けて、所管事務を掌理する。
5	分館長	中央図書館明德館 河辺分館	
6	(略)		
7	(略)		
8	(略)		
9	(略)		(略)
10	(略)		

る。

- (1) 図書館資料の収集、整理および保存に関する
こと。
- (2) 図書館資料の利用に関すること。
- (3) 読書相談および対面朗読に関すること。
- (4) 新屋図書館の予算経理に関すること。

(雄和図書館の分掌事務)

第22条 図書館条例第2条の規定による雄和図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の収集、整理および保存に関する
こと。
- (2) 図書館資料の利用に関すること。
- (3) 読書相談および対面朗読に関すること。
- (4) 雄和図書館の予算経理に関すること。

第23条～第26条 (略)

(職員の職)

第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
1	室長	室	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	課長	課	
3	館長	自然科学学習館 図書館	
4	所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター	
5	分館長	中央図書館明德館 河辺分館	(略)
6	(略)		
7	(略)		
8	(略)		
9	(略)		
10	(略)		

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、次の左欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)			
4	課長補佐	課	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
5	室長補佐	室	
6	副館長	学習館 図書館	
7	副所長	学校給食センター 教育研究所 自然学習センター	
8	(略)		

.....

9	(略)	
10	(略)	
11	(略)	
12	(略)	
13	(略)	
14	(略)	

3 第1項の表第1号から第7号までに掲げる職、前項の表第1号から第12号までに掲げる職および法令に特別の定めがある職は、事務職員又は技術職員の中から命じ、第1項の表第8号から第10号までに掲げる職ならびに前項の表第13号および第14号に掲げる職は、その他職員の中から命ずる。

以下 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、次の左欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)			
4	室長補佐	室	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
5	課長補佐	課	
6	副館長	自然科学学習館 図書館	
7	副所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター	
8	(略)		

9	事務長	図書館	上司の命を受けて、所管事務を掌理する。
---	-----	-----	---------------------

10	(略)	
11	(略)	
12	(略)	
13	(略)	
14	(略)	
15	(略)	

3 第1項の表第1号から第7号までに掲げる職、前項の表第1号から第13号までに掲げる職および法令に特別の定めがある職は、事務職員又は技術職員の中から命じ、第1項の表第8号から第10号までに掲げる職ならびに前項の表第14号および第15号に掲げる職は、その他職員の中から命ずる。

以下 (略)